

1 浸水想定区域内にある消防署の初動活動方針をどうするのか(退避と活動)

資料6

【ポイント】

- ・津波到達が早い場合(退避優先)、津波到達までに一定の時間がある場合(活動)。
- ・活動開始前に、津波到達予想時刻の発表がない場合 など

2 車両の移動(退避)をどうするか。

【ポイント】

- ・消防署の位置が津波の浸水想定区域内にあるか、区域外にあるか。
- ・浸水想定区域内の場合、津波到達までに一定の時間があるか、ないか。
- ・消防署の位置から、車両を退避させる位置までの距離、時間 など

3 職員、部隊に津波に関する情報をいかにして確実に伝えるか。

【ポイント】

- ・署所外(内)で活動中の部隊、職員
- ・情報伝達手段 など

4 浸水想定区域内から出動要請があった場合の出動をどうするか。

【ポイント】

- ・事前の活動方針としてどう決めておくか。(出動の可否)
- ・出動の判断要素は
 - 津波到達予想時刻
 - 消防活動の必要性、緊急性
 - 署所から災害発生場所までの出動時間
 - 災害発生場所から最も近い安全な避難場所までの距離(移動時間)
 - 災害地点に近い津波避難ビル等の有無 など

5 浸水想定区域内での消防活動を実施する場合の活動時間、退避時期をどうするか。

【ポイント】

- ・津波到達予想時刻や安全な避難場所等の位置から判断した時間
- ・安全退避するための一定活動時間の設定
- ・指揮者の判断
- ・本部からの安全退避指示
- ・活動地点、最も近い安全退避場所への時間、津波到達予想時刻から活動できる限界の時間を判断したうえで、一定の安全時間を設定する。(例:10分前退避完了) など

6 浸水想定区域内での消防活動を実施した場合の安全管理をどうするか。

【ポイント】

- ・複数部隊による安全監視(海面監視等)の実施
- ・消防本部による情報収集、時間測定、指示
- ・状況変化に応じた情報連絡
- ・情報連絡方法の多重化
- ・指揮者判断
- ・安全管理者の設置 など

7 浸水想定区域内にある署所内で活動する職員の安全管理をどうするか。

【ポイント】

- ・退避時期、退避の合図、退避方法
- ・全員退避の確認 など

【第2回検討会での主な意見】

- 浸水想定区域内にある消防署の初動活動方針をどうするか。
- 浸水想定区域内において災害が発生した場合、津波が来ることがわかっているにもかかわらず出動するか。
- 浸水想定区域内で活動する場合、活動時間をどうするか。
- 浸水想定区域内で活動する場合、どの時点で退避するか。
- 浸水想定区域内で発生している火災に対する活動を中止して退避するか。
- 津波発生時における車両の移動(退避)をどうするか。
- 想定を超えた津波の場合における安全確認も必要である。
- 安全な場所へ退避するまでの一定時間を設けて活動しない限り、消防活動は不可能である。
- 全体を包括的に見るための工夫として、高所カメラの設置、建物から海面目視ができることも重要である。
- 活動場所付近の高い建物との連携も必要である。

【沿岸部を管轄する被災地消防本部の意見等】

1 職員が被災した沿岸部消防本部の意見等

- 災害の発生場所や津波到達予想時刻によるが、浸水想定区域内においても要請があれば出動する。
- 浸水想定区域内での消防活動は、確実な情報伝達とその安全管理体制を構築された中で実施する。
- できる限り、出動隊の他に指揮隊等を出動させ安全管理を図る。
- 出動隊は、常に通信指令室と連携し、津波到達予想時刻等を把握しながら活動する。
- 浸水想定区域への出動路線の選定にあたっては、津波予想到達時刻を考慮し、状況により別ルートを選択若しくは走行を中断する必要がある。
- 現場の隊長は、常に津波の危険を予測し、あらゆる避難の方法を念頭に置きながら活動を指揮する。
- 活動隊員全員が救命胴衣を着用する。
- 津波到達の10分前までに部隊の高台への退避を完了する。

2 他の沿岸部消防本部の意見等

- 津波注意報の場合は、沿岸地域(低地)においても広報活動を実施するが、警報が発令されれば、浸水想定区域では、津波の到達しない高地からの広報活動とし、沿岸地域へは入らない。
- 浸水想定区域から出動要請があれば、津波到達までに時間がある限り出動する。
- 浸水想定区域での災害出動は実施するが、退避場所に10分前までに退避完了できる活動に限る。
- 浸水想定区域内の署所は、警報の発令にあわせて高台へ車両退避する。
- ヘリコプターからの情報(画像)が大変有効である。

【沿岸部を管轄する被災地以外の消防本部の意見等】

- 津波到達時刻によるが、浸水想定区域内においても要請があれば出動する。
- 地震後は、浸水想定区域において広報活動・避難誘導を実施する。
- 浸水想定区域内で活動している部隊は、地震発生から一定時間を経過した時点で活動を中断し、避難勧告等の広報を行いながら、浸水想定区域外への退避を開始する。ただし、地震発生から一定時間を経過していない場合でも、現場最高指揮者は、部隊に津波危険が及ぶと判断すれば、直ちに退避を指示する。
- 浸水想定区域内からの救急要請には、家族あるいは地域の人で、傷病者を浸水想定区域外の避難所、医療機関等に避難(搬送)することを原則として対応する。
- 部隊は、浸水想定区域外への退避が困難と判断すれば、堅牢な建物の3階以上へ退避する。
- 管制室は、地震発生から部隊が退避する時間となった時点で、各部隊に一斉指令により通知する。
- 津波警報・大津波警報が発表された場合、浸水想定区域内に位置する消防署所・消防団施設にあつては、あらかじめ計画した安全な場所へ、一旦全ての車両の移動を行う。また、津波の来襲を監視するため、堅牢な建物の3階以上で海岸部が監視できる箇所に、津波監視隊(員)を配置する。
- 津波到達後、津波警報・大津波警報が継続中は浸水想定区域内での災害対応は行わない。
- 安全管理のため、活動部隊以外の部隊を高台等へ出動させる。
- 本部は画像を活用した状況確認を重視する。